

# 無料相談

## ■市民総合相談課(市役所本庁舎 28 番窓口)【予約不要】

### 《くらし110番相談 28番窓口》

内容：日常生活の中での疑問、困りごとなど(専門相談員対応)

とき：平日 8:30～17:15(面談・電話相談)  
☎ 0857-20-4894

### 《消費生活センター 29番窓口》

内容：訪問・通信販売、借金問題など、消費生活に関すること(専門相談員対応)

とき：平日 8:30～17:15(面談・電話相談)  
☎ 0857-20-3863

※土日祝日(年末年始以外)は消費者ホットライン ☎ 188(局番なし)をご利用ください。

下記相談の問い合わせは市民総合相談課(28番窓口)  
☎ 0857-30-8181 ☎ 0857-20-3919 まで

## ■法律相談【電話予約制】※ご利用は年度内1回(弁護士対応)

とき：6月4・11・18・25日(火)  
13:00～15:30(定員各5人・1人30分以内)

ところ：本庁舎2階28番窓口

予約：5月24日(金)8:30～(先着順、定員になり次第終了)

## ■年金制度・労働・社会保険に関する相談【電話予約制】(社会保険労務士対応)

とき：6月12日(水)13:00～15:30(定員5人)

ところ：本庁舎2階28番窓口

予約：6月5日(水)まで(先着順、定員になり次第終了)

## ■土地境界に関する相談【電話予約制】(土地家屋調査士対応)

とき：6月20日(木)13:00～15:45(定員3人)

ところ：本庁舎2階28番窓口

予約：6月13日(木)まで(先着順、定員になり次第終了)

※市役所各担当課で、人権・福祉・税・健康などの各種相談業務を随時行っています。お気軽にご相談ください。

## 多重債務・ヤミ金融など相談会

☎ 県消費生活センター  
(県庁第二庁舎東部消費生活相談室)  
☎ 0857-26-7605 ☎ 0857-26-8144

弁護士などの専門家による無料相談会

とき：6月19日(水)13:30～15:00 ※要予約  
ところ：県庁議会棟第13・14会議室

## 人権・生活相談

☎ 中央人権福祉センター  
☎ 0857-24-8241 ☎ 0857-24-8067

とき：5月14・28日(火)15:00～17:00

ところ：人権交流プラザ

内容：人権に関わること、生活上の悩みなど

定員：各回2人(カウンセラー対応)

※相談日以外の平日 8:30～17:15 は人権福祉員が対応

## 行政への困りごと相談

☎ 鳥取行政監視行政相談センター ☎ 0857-24-5541

内容：国などの仕事や手続き、サービスなど(行政相談委員対応)

とき：5月8日(水)・14日(火)・28日(火)・  
6月6日(木)13:30～15:00

ところ：5月8日＝輝なんせ鳥取  
5月14日＝さざんか会館  
5月28日＝国際交流プラザ  
6月6日＝麒麟 Square 情報スペース

※翌月7日までの情報を掲載しています。

## 特設人権相談

☎ 鳥取地方法務局人権擁護課 ☎ 0857-22-2289

とき：5月9日(木)13:30～15:30

ところ：さざんか会館

内容：人権問題全般(人権擁護委員対応)について、人権侵害が認められる相談については調査救済(法務局対応)を行うことができます。

※法務局においても平日(8:30～17:15)は毎日相談に応じています。専用ダイヤル ☎ 0570-003-110

## 行政書士相談

☎ 鳥取県行政書士会事務局 ☎ 0857-24-2744

### ■行政書士会無料相談 ※要予約

・5月11日(土)10:00～14:00(1人30分程度)  
中央図書館2階多目的ホール

・6月2日(日)10:00～15:00

気高図書館2階会議室

内容：相続・遺言、成年後見、農地転用、契約など

### ■外国人無料相談会 ※要予約

とき：5月8日(水)10:00～12:00

ところ：鳥取県立図書館2階

内容：在留資格、仕事、国際結婚、その他

## 不動産相談会

☎(公社)全日本不動産協会鳥取県本部  
☎ 0857-29-5411 ☎ 0857-29-5422

とき：5月26日(日)10:00～15:00 ※要予約

ところ：さざんか会館5階第二会議室

内容：不動産取引全般

## 司法書士相談

☎ 鳥取県司法書士会 ☎ 0857-24-7024

とき：5月21日(火)  
16:00～18:00 ※要予約(前日まで)

ところ：鳥取県立図書館2階小研修室

内容：相続、不動産登記、会社・法人登記、成年後見、多重債務など

## 空き家・空き土地・不動産こまりごと相談会

☎(公社)鳥取県宅地建物取引業協会東部支部

☎ 0857-27-1844

☎ http://www.tottori-takken.or.jp

とき：6月13日(木)13:00～16:00(1人30分)

ところ：とりぎん文化会館2階第2会議室

内容：空き家・空き土地の活用、不動産取引の相談  
※農地のみ相談は不可

※要予約(5月29日(水)16:30までに専用フォームか専用申込書で予約)

## 日本海新聞ふるさと大賞2023

☎ 本庁舎協働推進課(27番窓口) ☎ 0857-30-8177 ☎ 0857-20-3919

☎ 本庁舎生涯学習・スポーツ課(58番窓口) ☎ 0857-30-8427 ☎ 0857-20-3954

昨年1年間で地域振興やスポーツ・文化の振興に貢献されたみなさんを顕彰する「日本海新聞ふるさと大賞」を団体2組、個人6人が受賞されました。(順不同)

### ■スポーツ文化功労賞

- ・大川順一郎さん(馬術)
- ・城戸 愛加さん(バトントワーリング)
- ・田村 海斗さん(陸上)
- ・八木谷公奏さん(競漕)

### ■地域貢献賞

- ・ジュニア逢鷲太鼓
- ・鳥取 Jr ベースボールリーグ
- ・松本 豊子さん
- ・藤田 和子さん

ガード博士からのランポイント!

その場で契約せず、十分に比較・検討するのじゃよ!



ガード博士

昨日、「給湯器の無料点検をしている」と知らない業者が訪問してきた。現在の給湯器の使用年数を聞かれ、15年と伝えたところ、すぐに点検をされ、「劣化している。すぐに交換しなければ危ない」と言われた。「今なら割引してあげる」と言われ、80万円の契約をしたが、家族に反対されたので解約したい。

**アドバイザー**

電話や訪問で無料点検を持ち掛けて、不安をあおって契約させる給湯器の点検商法の相談が寄せられています。安易に点検に応じないようにしましょう。給湯器の点検を依頼したい場合には、契約先のガス・電力会社や給湯器のメーカー、販売会社に自分で相談しましょう。事例は、訪問販売に該当し、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフができます。速やかにクーリング・オフ通知をだしてください。

困ったら消費生活センターにご相談ください。

**給湯器の点検商法にご注意を!**

昨日、「給湯器の無料点検をしている」と知らない業者が訪問してきた。現在の給湯器の使用年数を聞かれ、15年と伝えたところ、すぐに点検をされ、「劣化している。すぐに交換しなければ危ない」と言われた。「今なら割引してあげる」と言われ、80万円の契約をしたが、家族に反対されたので解約したい。

☎ 本庁舎鳥取市消費生活センター  
☎ 0857-20-3863  
☎ 0857-20-3919

**No.134**  
ガード博士とメーブル助手の消費者トラブル講座

メーブル助手